日野平山台住宅集会室使用規定

2018年(平成30年)4月15日改定版日野平山台住宅管理組合法人

第1条 総則

この規定は日野平山台住宅集会室(以下、集会室)の円滑な使用と維持管理のためにこれを定める。

第2条 管理

- 1. 集会室の管理については、日野平山台住宅管理組合法人(以下、管理組合)が他の共用部分と同様に管理を行うものとする。
- 2. 集会室の管理・維持費用はコピー機の運用経費も含めて、管理組合管理費から支出する。
- 3. 集会室使用料金はコピー機使用料金も含めて、管理組合管理費の収入とする。

第3条 使用料金および使用許可範囲

- 1. 集会室の使用料金を次の通り定める。
 - (1) 管理組合、日野平山台住宅自治会 · · · · · · · 無料
 - (2) 管理組合理事会が承認した団体および個人 ・・・・・・・・・・・ 無料
 - (3) 平山台住宅居住者のみが使用するとき ・・・・・・・・・ 無料
 - (4) その他の団体および個人 …………………… 300円/4時間まで
 - ※ 連続使用のときはそれぞれを合算する。
 - ※ 申し込み責任者は平山台住宅居住者であること
- 2. 午後10時~午前8時までの深夜・早朝の使用は基本的に認めない。

第4条 コピー機の使用

- 1. 集会室の使用に際して、申し出があった場合はコピー機の使用を認める。
- 2. コピー機の使用料金は以下のように定める。
 - (1) 管理組合、日野平山台住宅自治会 · · · · · · · · 無料
 - (2) 管理組合理事会が承認した団体および個人 ・・・・・・・・・・ 無料
 - (3) その他の団体および個人 10 円/枚

第5条 使用申し込み

- 1. 集会室の使用を希望するときは、あらかじめ連絡員に使用料前払いで申し込み、その領収書をもって使用を認める。
- 2. コピー機を使用する場合は、前もって申し出てコピー機のカウンタ数を確認する。

第6条 使用上の留意点

- 1. 使用者は集会室が居住者全員の財産であることを認識し、特に火災予防に留意しなければならない。
- 2. 使用後、使用者は必ず清掃、整理整頓を行うこと。
- 3. 使用中に出たごみ(可燃、不燃、ビン、空き缶、ペットボトルなど)は、全て使用者が持ち帰ること。

改定記事

日付	改定内容	議決
1982年4月25日	・使用料金改定	通常総会
(昭和 57年)	4月~6月、10月 200円→300円	
	7月~9月 200円→400円	
	11月~3月 200円→500円	
2000年4月16日	・使用料金および使用許可範囲の変更	通常総会
(平成 12 年)	・コピー機関係条項の追加	
2017年4月16日	・居住者のみが使用する場合の料金を無料とする	通常総会
(平成 29 年)	・その他の団体および個人が使用する場合の料金を季節に	
	関わらず 300 円とする。	
	・料金改定のみを決議して、規定文書の修正は次回総会で実	
	施する	
2018年4月15日	・表題:管理組合 → 管理組合法人	通常総会
(平成 30 年)	・第3条1項(1):日野平山台住宅子ども会 削除	
	・第3条1項(3):(3)にあった料金表を削除 → 無料	
	・第3条2項(2):料金の倍額 → 300円/4時間まで	
	・第4条2項:第5条から移動	
	・第4条2項(1):日野平山台住宅子ども会 削除	
	・第5条は削除。以下、繰り上げ	
	・新第6条3項追加:ごみの持ち帰り	